

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1	整備した制度の内容
	① 対象者の退職理由
	① 結婚（妊娠に向けて知識の習得、体調管理等を行うものを含む） ② 妊娠、出産 ③ 育児 ④ 介護 ⑤ 配偶者の転勤（配偶者の転居を伴う転職を含む） ⑥ 自己啓発（就学・資格取得等） ⑦ 病気療養 ⑧ その他前各号に準ずるとして会社が認めた理由
	② 対象者の年齢
	定年年齢に達していない者
	③ 対象者は退職後何年以内か
	定めていない
	④ 再雇用時の処遇について
	退職前配置や経験、勤続年数、賃金制度、資格等級等を評価して決定することとし、原則として退職時の社員区分、職種、資格等級を維持する。
	⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について
	退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いを行わないこととする。
	⑥ その他会社独自の制度
	● 退職理由に育児介護関連の他、以下の理由も設定（上記①でも言及済み） ⑥ 自己啓発（就学・資格取得等） ⑦ 病気療養 ⑧ その他前各号に準ずるとして会社が認めた理由 ● 再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。
2	制度導入日
	令和3年9月1日